

大分大学大学院経済学研究科同窓会 四極青雲会会則

- 第1条(名称) 本会は、四極青雲会と称する。
- 第2条(目的) 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校と四極会との連携のもと、
ともに学び、社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条(事業) 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。
(1) 会員間の親睦に関する事業
(2) 会員名簿の作成ならびに会報の発行
(3) その他、目的達成のため必要と認められる事業
- 第4条(会員) 本会は、次の会員をもって組織する。
(1) 大分大学大学院経済学研究科修了者および在籍者
(2) かつて在籍し、本会への入会を希望する者で、理事会の承認を得た者
(3) 理事会の承認を得た特別会員
- 第5条(年度) 本会の事業年度は、毎年5月1日から、翌年4月末日とする。
- 第6条(会費) 本会員は、第3条のための費用として、入会金として金2,000円、
年会費として、毎年金3,000円を納入することとする。
2 第2条の目的達成のため、臨時に経費を要するときは、理事会の
承認を得て特別会費を徴収することができる。
- 第7条(会計) 本会の収支は、総会の承認を得なければならない。
- 第8条(役員) 本会は、以下の役員をおく
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 事務局長 1名、事務局次長 2名
(4) 理事 若干名(会長・副会長・事務局長・事務局次長を含む)
(5) 監事 1名
- 第9条(役員を選出) (1) 理事は、総会において選出する。
(2) 会長・副会長・事務局長・事務局次長は理事会にて互選する。
(3) 監事は、会長が理事会にはかり指名するものとする。

第10条(役員職務)

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、理事会の議長となりその決議を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事業計画の立案・実施、予算決算の算定・実施をする。
- (4) 理事は、理事会を構成し、総会の決議にともなう事項を執行する。
- (5) 監事は、本会の会計ならびに会務全般の監査を行なう。

第11条(役員任期) すべての役員任期は、総会で選出後の3年間とし再任を妨げない。

第12条(総会開催) 総会は、毎年1回、4月中に会長が召集する。

第13条(総会審議事項) 総会の審議事項は以下のこととする。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業に関する事項
- (3) 役員選任に関する事項
- (4) 決算(会計報告)書の承認ならびに次年度予算の承認
- (5) その他会長、あるいは理事会が必要と認めた事項

第14条(決議) 総会の決議は、出席会員の3分の2以上をもって決定する。

第15条(理事会) 理事会は、総会の議決に基づき本会の会務を処理する。

- (1) 理事会は、理事をもって構成し、本会の重要な業務の執行に関する事項を決議する。
- (2) 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上の要請があった時、会長がこれを召集する。
- (3) 理事会は、理事の2分の1位以上の出席を持って成立する。
- (4) 理事会の決議は、理事の3分の2以上をもって決定する。

第16条(顧問・参与・名誉会員) 会長は、理事会の承認を得て、会員ならびに大学本部、四極会本部に、名誉顧問、顧問、参与、名誉会員の委嘱をすることができる。

第17条(細則) 理事会は、この会則の施行のために必要と認められたとき、別に細則を定めることができる。

付則：この会則は、設立総会の承認を得た、平成23年4月29日の翌日から施行する。